

株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

中国電力株式会社 〇〇営業所  
所 長 〇〇 〇〇

## 発電設備系統連系承諾書

平成〇〇年〇月〇日付でお申し込みのありました事業用太陽光発電設備の当社電力系統への連系申込につきまして、次のとおり承諾いたします。

(承諾内容)

発 電 所 名	
発 電 場 所	
連 系 出 力	
連 系 電 圧	
連系開始予定日	
(記事)	
○ 連系について	
1. お申し込みいただきました発電設備系統連系につきましては、以下を条件に系統連系を承諾いたします。	
(1) 「電気設備の技術基準の解釈」および「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」に適合しており、別紙「系統連系技術要件適合検討書」の条件・対策を実施していただくこと	
(2) 再生可能エネルギー特別措置法に定める経済産業大臣の認定を有すること	
2. 1 (2) に定める経済産業大臣の認定が失効した場合は、本承諾の後であっても、系統連系承諾を取り消すことがあります。また、電力受給契約を締結している場合は、何ら通知催告を要せず認定の失効日をもって電力受給契約を解約いたします。	
○ 工事費負担金について	
1. お客さまにご負担いただく工事費負担金（発電設備系統連系に伴う設備対策工事に必要な工事費）については、工事着手後の詳細設計等により、接続検討結果の回答時点から変更となる場合があります。工事竣工後、当社対策工事に要した工事費の実績をもとに工事費負担金を確定し、差額分を精算（ご請求または払戻し）いたします。	
○ 連系条件について	
1. 連系開始日は（試運転を含む）最初に連系される日といたします。	
2. 連系開始日までに、アンシラリーサービス契約書・電力保安協定書を締結のうえで、連系開始していただきます。	
3. 常時契約または自家発補給電力の契約電力が、発電設備設置前と変更になる場合は、別途、受電申込書を提出していただきます。	
4. 保護継電器の整定値につきましては、別途協議決定した整定値としていただき、整定値一覧表を相互で保管するものといたします。	
5. 配電線作業時および配電線停電時には、作業者の安全確保、配電系統の安定的運用のため「配電系統運用要則」に基づき、発電機の連系を一時的に解列していただくことがあります。	
○ お申し込み内容に変更が生じたときには、速やかにお申し出ください。	
[添付資料]	
・ 系統連系技術要件適合検討書	